

第一級海上無線通信士
第二級海上無線通信士「法規」試験問題
第三級海上無線通信士

20問 2時間30分

A - 1 次の記述は、無線局の工事落成後の検査について、電波法(第10条)の規定に沿って述べたものである。
□□□□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格(第39条第3項に規定する主任無線従事者の要件、第48条の2第1項の船舶局無線従事者証明及び第50条第1項に規定する□□□□の要件に係るものを含む。)及び員数並びに時計及び書類(以下「無線設備等」という。)について検査を受けなければならない。

□□□□の検査は、□□□□の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について第24条の2第1項又は第24条の9第1項の認定を受けた者(「認定点検事業者」又は「認定外国点検事業者」のことをいう。)が総務省令で定めるところにより行った□□□□を添えて□□□□の届出をした場合においては、□□□□を省略することができる。

	A	B	C
1	遭難通信責任者	当該認定に係る点検の結果を記載した書類	その一部
2	遭難通信責任者	当該検査の結果を記載した書類	その一部
3	通信長	当該認定に係る点検の結果を記載した書類	その全部
4	通信長	当該検査の結果を記載した書類	その全部
5	通信長	当該認定に係る点検の結果を記載した書類	その一部

A - 2 次の記述は、無線局(特定無線局を除く。)の運用開始及び休止の届出について、電波法(第16条及び第27条の11)及び電波法施行規則(第10条の2)の規定に沿って述べたものである。□□□□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

免許人(包括免許人を除く。以下同じ。)は、免許を受けたときは、遅滞なくその無線局の運用開始の期日を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、この限りでない。

□□□□の規定により届け出た無線局の運用を□□□□以上休止するときは、免許人は、その休止期間を総務大臣に届け出なければならない。休止期間を変更するときも、同様とする。

□□□□のただし書の規定により運用開始の届出を要しない無線局は、次に掲げる無線局以外の無線局とする。

- (1) 放送局
- (2) 海岸局であって、電気通信業務を取り扱うもの、海上安全情報の送信を行うもの又は2,187.5kHz、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz、16,804.5kHz、27,524kHz、156.525MHz 若しくは156.8MHzの電波を送信に使用するもの
- (3) 航空局であって電気通信業務を取り扱うもの又は航空交通管制の用に供するもの
- (4) □□□□
- (5) 海岸地球局
- (6) 航空地球局
- (7) □□□□
- (8) 特別業務の局

	A	B	C
1	1箇月	気象援助局	標準周波数局
2	1箇月	無線航行陸上局	標準周波数局
3	3箇月	気象援助局	実験局
4	3箇月	無線航行陸上局	標準周波数局
5	6箇月	気象援助局	実験局

A - 3 次の記述は、免許人がとるべき義務船舶局等の無線設備の措置について、電波法(第35条)及び電波法施行規則(第28条の4)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

義務船舶局等(義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。以下同じ。)の無線設備については、総務省令で定めるところにより、次に掲げる措置のうち一又は二の措置をとらなければならない。ただし、総務省令で定める無線設備については、この限りでない。

- (1) 予備設備を備えること。
 - (2) その船舶の入港中に定期的に点検を行い、並びに停泊港に整備のために必要な□Aを備えること。
 - (3) その船舶の航行中に行う整備のために必要な□Aを備え付けること。
- の規定により、義務船舶局等の無線設備についてとらなければならない措置は、次のとおりとする。
- (1) 旅客船又は総トン数□B以上の船舶であって、国際航海に従事するもの(□Cを除く。)の義務船舶局等の無線設備については、の(1)から(3)までの措置のうち二の措置
 - (2) (1)以外の義務船舶局等の無線設備については、の(1)から(3)までの措置のうち一の措置

A	B	C
1 計器及び予備品	500トン	A1海域のみを航行するもの
2 計器及び予備品	500トン	A1海域のみを航行するもの並びにA1海域及びA2海域のみを航行するもの
3 計器及び予備品	300トン	A1海域のみを航行するもの並びにA1海域及びA2海域のみを航行するもの
4 予備品	300トン	A1海域のみを航行するもの並びにA1海域及びA2海域のみを航行するもの
5 予備品	300トン	A1海域のみを航行するもの

A - 4 次の記述は、電波の強度に対する安全施設について、電波法施行規則(第21条の3)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度(□Aをいう。以下同じ。)が電波法施行規則別表第2号の2の2(電波の強度の値の表)に定める値を超える場所(人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。)に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次に掲げる無線局の無線設備については、この限りでない。

- (1) 平均電力が□B以下の無線局の無線設備
 - (2) □C無線局の無線設備
 - (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備
- の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

A	B	C
1 電界強度及び磁界強度	20ミリワット	固定する
2 電界強度及び磁界強度	50ミリワット	固定する
3 電界強度及び磁界強度	20ミリワット	移動する
4 電界強度、磁界強度及び電力束密度	50ミリワット	固定する
5 電界強度、磁界強度及び電力束密度	20ミリワット	移動する

A - 5 次の記述は、船舶局無線従事者証明について、電波法(第48条の2)及び電波法施行規則(第34条の11)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、船舶局無線従事者証明を申請した者が、総務省令で定める無線従事者の資格を有し、かつ、次のいずれかに該当するときは、船舶局無線従事者証明を行わなければならない。

- (1) 総務大臣が当該申請者に対して行う義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備の□Aに関する訓練の課程を修了したとき。
- (2) 総務大臣が(1)の訓練の課程と同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しており、その修了した日から□Bを経過していないとき。

この総務省令で定める無線従事者の資格は、第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士又は□Cとする。

	A	B	C
1	操作	5年	第四級海上無線通信士
2	操作	3年	第四級海上無線通信士
3	操作又はその監督	5年	第四級海上無線通信士
4	操作又はその監督	3年	第一級海上特殊無線技士
5	操作又はその監督	5年	第一級海上特殊無線技士

A - 6 次の記述は、無線局の目的外使用の禁止等について、電波法(第52条から第55条まで及び第110条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局は、免許状に記載された目的又は□A(放送をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。))については放送事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

- (1) 遭難通信
- (2) 緊急通信
- (3) 安全通信
- (4) 非常通信
- (5) 放送の受信
- (6) その他総務省令で定める通信

無線局を運用する場合には、□B、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

無線局を運用する場合には、空中線電力は、次の定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

- (1) 免許状に□Cであること。
- (2) 通信を行うため必要最小のものであること。

無線局は、免許状に記載された□Dでなければ、運用してはならない。ただし、の(1)から(6)までに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

、□E又はの規定に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

	A	B	C	D	E
1	通信の相手方若しくは通信事項	無線設備の設置場所	記載されたものの範囲内	運用許容時間内	の(1)
2	通信の相手方若しくは通信事項	空中線の型式及び構成	記載されたもの	運用義務時間内	
3	通信の相手方若しくは通信事項	無線設備の設置場所	記載されたものの範囲内	運用義務時間内	
4	通信事項	空中線の型式及び構成	記載されたものの範囲内	運用義務時間内	の(1)
5	通信事項	無線設備の設置場所	記載されたもの	運用許容時間内	の(1)

A - 7 双方向無線電話を備えている義務船舶局において、その船舶の航行中毎月 1 回以上当該無線設備によって通信連絡を行い、その機能を確認した結果、その機能に異状があると認めるときに無線局運用規則(第 8 条)の規定によりとるべき措置を下の番号から選べ。

- 1 その旨を船舶の責任者に通知しなければならない。
- 2 その旨を船舶の運行者に通知しなければならない。
- 3 その旨を船舶の所有者に通知しなければならない。
- 4 その旨を遭難通信責任者に通知しなければならない。
- 5 その旨を総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む。)に報告しなければならない。

A - 8 次の記述は、電波の使用制限について、無線局運用規則(第 5 8 条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

27,524kHz 及び 156.8MHz の周波数の電波の使用は、次に掲げる場合に限る。

- (1) 遭難通信、緊急通信(医事通報に係るものにあつては、□A□の周波数の電波については、緊急呼出しに限る。)又は安全呼出し(□B□の周波数の電波については、安全通信)を行う場合
- (2) 呼出し又は応答を行う場合
- (3) 準備信号を送信する場合
- (4) 27,524kHz の周波数の電波については、海上保安業務に関し急を要する通信その他船舶の航行の安全に関し急を要する通信((1)に掲げる通信を除く。)を行う場合

500kHz、2,182kHz 及び 156.8MHz の周波数の電波の使用は、できる限り短時間とし、かつ、□C□にわたってはならない。ただし、□D□の周波数の電波を使用して遭難通信、緊急通信又は安全通信を行う場合及び□E□の周波数の電波を使用して遭難通信を行う場合は、この限りでない。

	A	B	C	D	E
1	27,524kHz	156.8MHz	2 分以上	156.8MHz	2,182kHz
2	27,524kHz	156.8MHz	1 分以上	2,182kHz	156.8MHz
3	27,524kHz	156.8MHz	2 分以上	2,182kHz	156.8MHz
4	156.8MHz	27,524kHz	1 分以上	2,182kHz	156.8MHz
5	156.8MHz	27,524kHz	2 分以上	156.8MHz	2,182kHz

A - 9 次の記述は、デジタル選択呼出通信における呼出しの反復及び再開(遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合を除く。)について、無線局運用規則(第 5 8 条の 5)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

海岸局における呼出しは、4 5 秒間以上の間隔において□A□送信することができる。

船舶局における呼出しは、5 分間以上の間隔において 2 回送信することができる。これに応答がないときは、少なくとも□B□の間隔を置かなければ、呼出しを再開してはならない。

	A	B
1	2 回	5 分間
2	2 回	1 0 分間
3	2 回	1 5 分間
4	3 回	2 0 分間
5	3 回	2 5 分間

A - 10 船舶局又は船舶地球局における遭難警報又は遭難警報の中継の送信は、どの者の命令がなければ行うことができないか。無線局運用規則(第 7 1 条)の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 遭難通信責任者
- 2 船舶の責任者
- 3 船舶の運行者
- 4 主任無線従事者
- 5 船舶の所有者

A - 11 次の記述は、遭難警報等を受信した海岸地球局のとりべき措置について、無線局運用規則（第 8 1 条の 4）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

海岸地球局は、船舶地球局から送信された遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、遅滞なく、□しなければならない。

- 1 これに応答し、かつ、その遭難警報又は遭難警報の中継を海上保安庁その他の救助機関に通報
- 2 これに応答し、かつ、その遭難警報又は遭難警報の中継を海上保安庁に通報
- 3 その遭難警報又は遭難警報の中継を海上保安庁その他の救助機関に通報
- 4 その遭難警報又は遭難警報の中継を海上保安庁に通報
- 5 これに応答

A - 12 次の記述は、遭難警報等に対する海岸局の応答について、無線局運用規則（第 8 1 条の 8）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

海岸局は、遭難警報又は遭難警報の中継を受信した場合において、これに応答するときは、当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数の電波を使用して、□ A □により、電波法施行規則別図第 1 号 3（遭難警報の中継に対する応答にあつては、同規則別図第 1 号 2）に定める構成のものを送信して行うものとする。この場合において、受信した遭難警報又は遭難警報の中継が□ B □の周波数の電波を使用するものであるときは、受信から□ C □の間隔を置いて送信するものとする。

A	B	C
1 無線電話	中短波帯又は短波帯	5 秒以上 4 分半以内
2 無線電話	超短波帯	1 分以上 2 分 4 5 秒以下
3 デジタル選択呼出装置	中短波帯又は短波帯	1 分以上 2 分 4 5 秒以下
4 デジタル選択呼出装置	超短波帯	1 分以上 2 分 4 5 秒以下
5 狭帯域直接印刷電信装置	中短波帯又は短波帯	5 秒以上 4 分半以内

A - 13 次の記述は、命令による周波数等の変更について、電波法（第 7 1 条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、当該無線局の□ A □に支障を及ぼさない範囲内に限り、無線局の□ B □の指定を変更し、又は□ C □の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

A	B	C
1 目的の遂行	周波数若しくは空中線電力	人工衛星局
2 目的の遂行	電波の型式若しくは周波数	無線局
3 目的の遂行	周波数若しくは空中線電力	無線局
4 運用	電波の型式若しくは周波数	無線局
5 運用	周波数若しくは空中線電力	人工衛星局

A - 14 次の記述は、遭難通信の不取扱い等に関する罰則について、電波法（第105条及び第106条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

□Aが第66条（遭難通信）第1項（第70条の6（航空局等の運用についての準用規定のことをいう。）において準用する場合を含む。）の規定による遭難通信の取扱いをしなかったとき、又はこれを遅延させたときは、1年以上の有期懲役に処する。

遭難通信の取扱いを妨害した者も、□と同様とする。

□Bの未遂罪は、罰する。

船舶遭難又は航空機遭難の事実がないのに、無線設備によって遭難通信を発した者は、□Cに処する。

A	B	C
1 無線通信の業務に従事する者		3月以上10年以下の懲役
2 無線通信の業務に従事する者		1年以上の有期懲役
3 無線通信の業務に従事する者	又は	3月以上10年以下の懲役
4 無線従事者		1年以上の有期懲役
5 無線従事者	又は	3月以上10年以下の懲役

A - 15 次の記述は、人命の安全に関する電気通信の優先順位について、国際電気通信連合憲章（第40条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

国際電気通信業務は、□Aにおける人命の安全に関する□B電気通信並びに□Cに関する□D電気通信に対し、絶対的優先順位を与えなければならない。

A	B	C	D
1 海上、陸上、空中及び宇宙空間	特別に緊急な	国際赤十字の活動	特別に緊急な
2 海上、陸上、空中及び宇宙空間	すべての	世界保健機関の伝染病	特別に緊急な
3 異なる国相互間	特別に緊急な	世界保健機関の伝染病	すべての
4 異なる国相互間	すべての	国際赤十字の活動	すべての

B - 1 次の記述は、無線設備の操作について、電波法（第39条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（義務船舶局及び義務船地球局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備であって総務省令で定めるものの操作については、第48条の2第1項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下同じ。）以外の者は、無線局（□アを除く。以下同じ。）の□イを行う者（以下「主任無線従事者」という。）として選任された者であって□ウの規定により□ウのものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。）を行ってはならない。ただし、船舶又は航空機が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

□エを送り、又は受ける無線電信の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、□の本文の規定にかかわらず、第40条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。

主任無線従事者は、第40条の定めるところにより、□イを行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。

無線局の免許人は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、□オなければならない。これを解任したときも、同様とする。

1 総務大臣の許可を受けた	2 総務大臣の許可を受け	3 モールス符号	4 人工衛星局
5 その選任の届出が出された	6 アマチュア無線局	7 無線設備の管理	8 信号又は符号
9 その旨を総務大臣に届け出	10 無線設備の操作の監督		

B - 2 次に掲げるもののうち、海岸局及び船舶局の運用について、電波法(第62条)及び無線局運用規則(第22条)の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために必要な措置をとることを求めることができる。
- イ 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- ウ 船舶局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射についても同様とする。
- エ 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、船舶の責任者がその船舶局の運用を必要と認める場合は、この限りでない。
- オ 船舶局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときであっても、入港直前の場合は、その旨を通知して運用を継続することができる。

B - 3 次に掲げる用語の定義のうち、電波法施行規則(第2条)の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 「無線航行」とは、電波の伝搬特性を用いてする航行のための方向の決定又は方向に関する情報の取得(障害物の探知を含む。)をいう。
- イ 「双方向無線電話」とは、船舶局の無線電話であって、船舶が遭難した場合に当該船舶又は他の船舶(救命いかだを誘導し、又はえい航する艇を含む。)と生存艇(救命艇及び救命いかだをいう。以下同じ。)との間又は生存艇相互間で人命の救助に係る双方向の通信を行うため使用するものをいう。
- ウ 「船舶航空機間双方向無線電話」とは、船舶局又は航空機局の無線設備であって、船舶又は航空機が遭難した場合に当該船舶若しくは航空機又は他の船舶と航空機との間で当該船舶又は航空機の捜索及び人命の救助に係る双方向の通信を行うため使用するものをいう。
- エ 「衛星非常用位置指示無線標識」とは、遭難自動通報設備であって、船舶が遭難した場合に、人工衛星局の中継により、当該遭難自動通報設備の送信の地点を探知させるための信号を送信するものをいう。
- オ 「捜索救助用レーダートランスポンダ」とは、遭難自動通報設備であって、船舶が遭難した場合に、レーダーから発射された電波を受信したとき、それに応答して電波を発射し、当該レーダーの指示器上にその位置を表示させるものをいう。

B - 4 次に掲げる書類のうち、電波法施行規則(第38条)の規定に照らし、国際航海に従事する船舶の義務船舶局に備え付けておかなければならないものを1、備え付けることを要しないものを2として解答せよ。

- ア 国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約
- イ 船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約
- ウ 海上における人命の安全のための国際条約
- エ 電波法及びこれに基づく命令の集録
- オ 海岸局の局名録及び船舶局の局名録(国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第S16号に掲げる書類とする。)

B - 5 次の記述は、海上における人命の安全のための国際条約(附属書第4章第2規則)に規定されている定義を掲げたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

「A1海域」とは、□アの警報を継続して利用し得る少なくとも1の□イ海岸局の無線電話の通信圏内の区域であって締約政府が定めるものをいう。

「A2海域」とは、□アの警報を継続して利用し得る少なくとも1の□ウ海岸局の無線電話の通信圏内の区域(A1海域を除く。)であって締約政府が定めるものをいう。

「A3海域」とは、警報を継続して利用し得る□エの通信圏内の区域(A1海域及びA2海域を除く。)をいう。

「A4海域」とは、□オをいう。

- 1 LF 2 MF 3 HF 4 VHF 5 全海域 6 海岸地球局
- 7 デジタル選択呼出し 8 直接印刷電信 9 インマルサット静止衛星
- 10 A1海域、A2海域及びA3海域以外の区域